旧小浜宿景観形成基準

１　地域の名称　旧小浜宿景観形成地域

２　基本方針

（１）旧小浜宿を宝塚市における市街地の原典として、守り、育て、次世代へ伝えていく。
（２）歴史的町家及び社寺、緑地等の優れた遺産を伝承していく。
（３）居住空間としての安全、利便を図るとともに、親しみのある快適な環境整備をめざす。

３　項目別基準

旧小浜宿は、次に掲げる事項の総合的な組み合わせによって構成され、地域景観の性格、特色を良く表現するものである。

（１）道路に関する事項

地区内の道路は、その形態を保存しながら使い易いものにしていく。特に、地域内の主要街路については、その骨組みを大切にする。

（２）土地の区画、形質に関する事項

①　土地の区画、形質を変更する場合は、変更後のものが周囲の環境と調和のとれたものとする。
②　地盤は原則として現況の地盤面高を改変しない。
③　一宅地の敷地規模は１００㎡以上を基本とする。ただし、指定日現在、１００㎡未満の土地については、この限りでない。

（３）建物に関する事項

①　建物等の位置、規模
位置：道路に面する外壁の位置は、隣接建物との壁面を揃えるものとする。
規模：道路に面した建物の高さは、２階建以下を基本とする。
伝統的町並み形成地区では、伝統的な町家の既存主屋、下屋、主屋棟高に近似し、調和のとれたものとする。

②　建物の外観（形態、意匠、色彩等）
形態：伝統的町並み地区では、伝統的な町家の形態を良く伝えたものとする。
景観形成地域では、歴史的、自然的環境と調和のとれたものとする。
意匠：屋根及び庇は、黒又は灰色の和瓦葺等周辺環境と調和し、落ち着いたものとする。
伝統的町並み地区では屋根勾配、庇等伝統的町家の立面形式となじむものとし、黒、灰色の和瓦葺を基本とする。
色彩：外壁は白壁風を基本とし、また建具等は木、石、土等の自然系の落ち着いた色彩とする。

③　建築設備等
建築設備や屋外階段、物干場等は原則として道路面に設けない。
共同住宅のアンテナは、共聴アンテナとする。

（４）公共施設及び社寺に関する事項

①　公共施設
公共建築物等の整備にあたっては、旧小浜宿の歴史的、自然的環境を生かし、これと調和のとれたものとすることを基本とする。

②　社寺
ア　山門、本堂（本殿）の位置は原則として変更しない。
イ　土塀、鳥居、既存樹木の保全に努める。また、境内地のたたずまいを大切にする。

（５）自然的環境に関する事項

① ため池、河川の自然的景観を守り、育てるとともに、地域の緑化を進める。
② 現存植生の保全に努めるとともに、樹高が１０m以上、又は幹の周囲が５０ｃｍを超えるものは伐採しない。ただし、やむを得ない場合はこれに代わる植栽をすること。樹種は、既存の周辺植生と同じ種類とする。

（６）道路空間の要素に関する事項

① 広告物に関する事項
広告物は、歴史的雰囲気と調和した材料、色彩とし、おおむね建物壁面の１／１０以下とする。また、伝統的な建物と調和のとれたデザインとする。

② 自動販売機等に関する事項
自動販売機は、町筋景観への配慮を行う。また、物置等は道路面に置かない。

③ 空地の利用に関する事項
道路に面して直接空地が接することをさけ、生垣又は塀（土塀、板塀）等の設置に努める。空地については可能な限り、植栽を行うものとする。

（７）その他

一方通行等、交通環境の整備に努める。

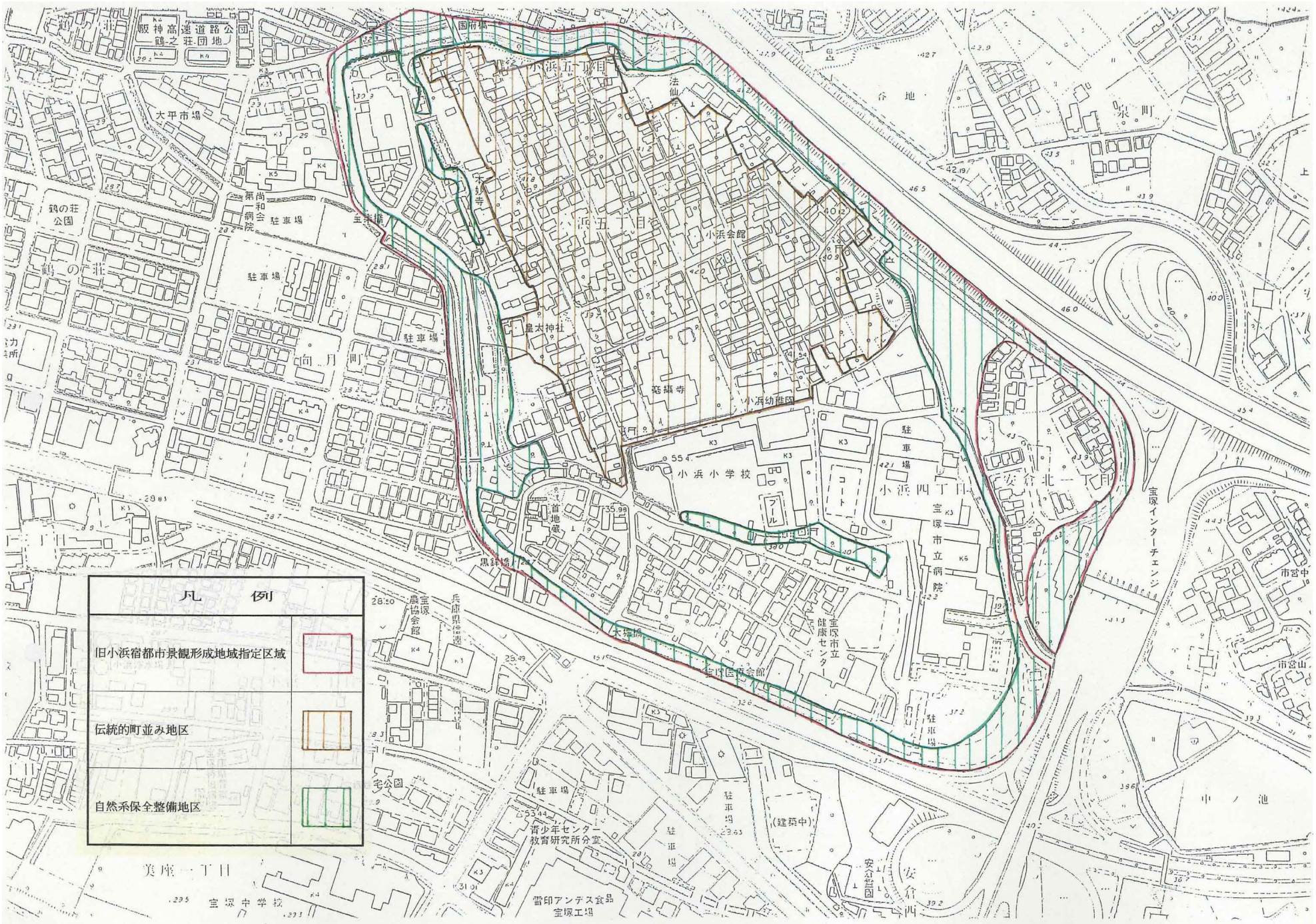
凡例
旧小浜宿都市景観形成地域指定区域
伝統的町並み地区
自然系保全整備地区
小浜五丁目
小浜四丁目
安倉北一丁目
安倉西
美座一丁目
泉町
向月町
鶴の荘
大平市場
第一病院
尚和会
駐車場
小浜会館
小浜幼稚園
小浜小学校
宝塚市立病院
宝塚市立健康センター
宝塚市立図書館
宝塚農協会館
兵庫県信連
宝塚中学校
青少年センター教育研究所分室
雪印アンテス食品宝塚工場
安倉児童公園
(建築中)
宝塚インターチェンジ
市宮中
市宮山
中ノ池
谷地
法仙
木妙寺
皇太神社
慈福寺
首地蔵
黒鉄橋
大橋
宝塚橋
国府橋
コート
プール

平野部市街地地域の景観形成基準

景観形成基準**【建築物の建築等】**

<table>
<tr><td>屋根及び外壁の色彩</td><td>外壁、屋根など外観に使用する明度・彩度は、下表マンセル表色系による数値の範囲内とする。（無着色の木材、石材、漆喰、レンガ、ガラスなどを使用する部分及び各壁面の見付面積の４分の１以下の部分は除く）
<table>
<tr><td></td><td colspan="2">屋　根</td><td colspan="2">外　壁</td></tr>
<tr><td>色 相</td><td>明度
(以下)</td><td>彩度
(以下)</td><td>明度</td><td>彩度
(以下)</td></tr>
<tr><td>N</td><td>８程度</td><td></td><td rowspan="5">3～8.5</td><td></td></tr>
<tr><td>R</td><td rowspan="4">６程度</td><td>6</td><td>4 (*1)</td></tr>
<tr><td>YR</td><td>6</td><td>4 (*1)</td></tr>
<tr><td>Y</td><td>4</td><td>4</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>2</td><td>2</td></tr>
</table>
(*1)　第１種低層住居専用地域以外の地域は6まで緩和する</td></tr>
</table>